

日本移植学会倫理指針に基づいた適正な生体肝移植遂行のお願い

各位

[はじめに]

昨年の生体臓器売買事件をきっかけに、生体ドナーの保護の観点から、日本移植学会の勸奨に基づいて、日本肝移植研究会ドナー調査委員会は各施設での生体肝移植の実態について緊急のアンケート調査を行いました。その結果、日本移植学会倫理指針に基づいた適正な生体肝移植を遂行する上での院内体制が、いまだ十分整備されていない施設が存在する実態が明らかとなりました。このたび、調査時に見受けられた問題点を呈示し改善点を示しました。また、倫理指針遵守のさらなる徹底を求めて、会員各位の注意喚起をすることといたしました。

[問題点と改善点]

● 説明

1. 説明回数が1回のみ
2. ドナーに個別説明を行わない

改善点：説明は複数回行う。ドナーにはレシピエントと別に個別に説明を行う

● 理解度の評価

1. 確認回数が1回のみ
2. 複数の第三者（倫理委員会指名の精神科医など）による確認がおこなわれていない（外科医のみなど）

改善点：複数回の確認の機会を設ける。精神科医など第三者によるドナーの理解度の評価を行い記録する

● ドナーケア

1. 術後フォロー期間が3か月まで、または1年以内と比較的短い
2. メンタルケアが不十分（外科医のみなど）
3. 精神科医が関与していない

改善点：術前後、長期経過後も含め、コーディネータや精神科医が関与するメンタルケアの体制を整える

● 提供意思の確認

1. 複数の第三者（倫理委員会指名の精神科医など）による提供意思の確認が行われていない
2. 金銭授受の否定確認を行っていない、あるいは確認ができない、とする施設があること

改善点：精神科医など第三者による提供意思の確認を行いカルテに記載する

：金銭授受の有無を確実に質問して、ないことをカルテに記載する

[注意喚起]

アンケートの結果では不備は認められないが、以下の点に関して改めて遵守をお願いします。

● 提供者の本人確認での注意点

- 1) 別世帯の家族や親族、あるいは親族以外の場合、「顔写真つきの公的証明書」（運転免許証やパスポートなど）での確認する
- 2) 「顔写真つきの公的証明書」を所持していない場合は、本人確認のための資料を倫理委員会に提出する
- 3) 本人確認したことを診療録に記載する

● 倫理委員会に関する注意点

- 1) ドナーが親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）以外の場合の、当該移植施設内での倫理委員会への申請と承認後、日本移植学会倫理委員会への審議依頼を全例確実に実施する。

[お願い]

日本移植学会ホームページに掲載されている「日本移植学会倫理指針」、「倫理指針の遵守について」「移植学会 生体肝移植ガイドライン」を精読し、学会倫理指針を遵守するための基盤を各施設で整備し、適正に生体肝移植に対処されることをお願い致します。また、これらの遵守が、生体肝移植の保健診療適応要件となっていることも申し添えます。

平成 24 年 10 月

日本移植学会 理事長 高原史郎

日本肝移植研究会 会長 上本伸二

日本肝移植研究会 ドナー調査委員会委員長 國土典宏